

全てのケア労働者の処遇改善につながる緊急の支援に関する意見書（案）

政府は、医療・介護・保育分野など社会基盤を支えているケア労働者の賃金はその役割の重要性に比して低い状況であるとし、賃金引上げに踏み出した。令和4年10月から診療報酬・介護報酬等の臨時改定を行い、看護職員処遇改善評価料と介護職員等ベースアップ等支援加算を新設した。また、介護・障害福祉分野の職員の処遇改善に向けて、国の令和5年度補正予算に、職員（常勤換算）一人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額の補助が盛り込まれた。

しかし、保育所や学童保育の職員については、同補正予算に同様の補助は盛り込まれなかった。また、医療分野においては、賃金引上げの対象施設を限定したため、現場で格差が生じている。さらに、都内の介護労働者の賃金は、全産業平均と比較すると月額約10万円以上も低く、現行の制度では余りにも支援が不十分である。物価高騰の影響も深刻であり、賃金引上げをより困難なものにしている。

どの分野のケア労働者も、コロナ禍において感染リスクや様々な行動制限に耐え、国民の命と健康を守るために必死に奮闘してきた。新型コロナウイルス感染症は5類に移行したが、終息したとは言えない現状において、日々緊張感を持って仕事をし、ケアを必要とする人とその家族、社会を支えている。このようなケア労働者の役割の重要性に鑑みれば、全てのケア労働者に対して格差のない十分な処遇改善を行うべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 全てのケア労働者の賃金引上げと人員増につながる支援を緊急に行うこと。
- 2 診療報酬・介護報酬等を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 3 全ての医療機関と福祉施設に行き渡るよう物価高騰への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣

宛て